

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

申請期間

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

*計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国や地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に他の公共団体による時短要請等に該当しており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

*1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

法人	
売上高減少率	個人
▲50%以上	50万円
▲30%以上50%未満	30万円

個人	
年間売上高※2	年間売上高※2
1億円以下	1億円超～5億円以下
100万円	150万円
60万円	90万円
	150万円

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

登録確認機関と「継続支援関係に当たる方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！

過去の申請情報を活用可能！

詳細は裏面をご覧ください

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
- ② 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等による要請以外で、コロナ禍を理由とする顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ※個人消費の機会の減少につながるもの



- ⑤ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等による要請
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



- ⑩ 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- ⑪ 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上がり減少している場合は給付対象外です。
- ⑫ 実際に売上がり減少している場合は給付対象外です。
- ⑬ 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないと等により売上がり減少している場合は給付対象外です。



- ⑭ 電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。
- ⑮ 携帯電話からもつながります。



0120-789-140

(携帯電話からもつながります)
※お電話は大変混み合っておりますので、ホームページをご活用ください。
専用携帯電話 03-6834-7593 受付時間 8:30～19:00 (平日・祝日含む全日)

事業復活支援金 検索



事業復活支援金 https://jigyou-fukkatsu.go.jp/

▲ 不正受給は犯罪です！

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

登録確認機関の事前確認

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが省略できます

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番※2

継続支援関係※1に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係※1に当たる登録確認機関がない方

ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

TV会議/対面により・事業を実施しているか・コロナの影響を受けているか・給付対象等を正しく理解しているかについて事前確認を受ける

マイページから申請下記書類【1】～【5】を添付(過去受給時の情報を利用可能)

マイページから申請下記書類【1】～【5】を添付

マイページから申請下記書類【1】～【8】を添付

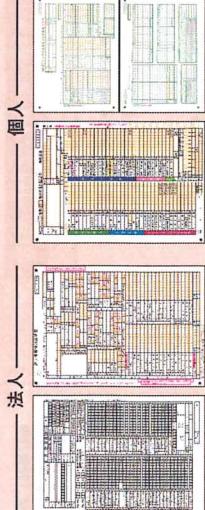
「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。
そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関を指します(詳細はホームページでご確認ください)。※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当する場合を指します。① 法律に基づき特別に設置された機関(商工会議所等)の会員・組員、② 法律に基づく土業(税理士、行政書士等)の顧問先、③ 金融機関の事業性長融資先、④ 登録確認機関の反復推薦した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを利用できます(ただし、事業復旧支援金の事前確認を受けていただく必要があります)。
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

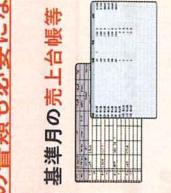
1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



收受日付印の付いた2019年(度)、
2020年度及び選択する基準期間を全て含む
確定申告書類の控え



一時支援金および月次支援金を受給しておらず、
継続支援関係がない方は、
以下の書類も必要になります。



6 基準月の売上台帳等
7 請求書または領収書等



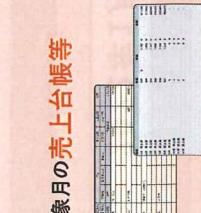
8 基準月の売上に係る1取引分の
(取引が確認できるページ)



5 代表者または個人事業者等本人が
自署した宣誓・同意書



4 振込先の通帳
(通帳のオモテ面と裏面を開いた1・2ページ)



3 対象月の売上台帳等



※①～④については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合は、理由書(様式No.1)を提出することができます。
※5～8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合は、保存書類(様式No.2)を提出することができます。

※ホームページからダウンロードできます。
※ホームページからダウンロードできます。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる
帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、
※給付条件満たさない方がある場合は、保存書類以外にも
書類の提出を求める場合があります。